

(別記4)

米粉種子増産事業

第1 目的

今後も拡大が見込まれる米粉用米の安定供給に向けて、米粉種子の増産を行う取組に対して支援する。

第2 定義

本事業において、米粉種子とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙1の第4の3の（1）又は（2）に規定する品種の種子・種苗をいう。

第3 募集方法等

1 公募事業

本事業は、公募により選定するものとする。

2 募集方法

（1）農林水産省のウェブサイトにおいて、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募するものとし、その詳細は農産局長が別に定める公募要領によるものとする。

（2）追加公募を実施する場合も同様とする。

3 審査

事業実施主体の選定に当たっては、農林水産省農産局において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、必要に応じて、有識者からの意見を聴取する。

審査基準については、別表1のとおりとする。

4 選定方法

（1）応募者から提出された申請書類の採点は、別表1の審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、ポイントの高い者から順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、別表4の成果目標のポイントの高い順に優先的に採択するものとする。

（2）農産局長は審査段階において指摘すべき事項等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

5 審査結果の通知等

農産局長は、審査結果について、審査終了後、応募者に対して速やかに通知するものとする。

第4 補助事業者

1 補助事業者は、以下のいずれかの団体とする。

（1）米粉種子生産に取り組む生産者団体

（2）地方公共団体、生産者団体又は民間事業者及び米粉種子生産を行う者並びにこれらの団体と異なる役割を担う者（育成者権者（育成者、育成者を同等の知見を有する者）、種子生産の知見を有する者、米卸、資材販売会社等）が参加する協議会

2 補助事業者は、本事業の目的を達成するための目標を定めており、事業の事務手続を適

正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした規約を定めているものに限ることとする。

3 1の(2)の協議会は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 米粉種子生産を行う者が構成員に含まれていること。
- (2) 当該協議会の規約が次の全ての事項を満たしていること。
 - ア 目的において、米粉種子の生産性向上に資する旨が盛り込まれていること。
 - イ 代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

第5 取組主体

1 本事業の取組主体は、次の(1)から(10)までのいずれかの者とする。

- (1) 米粉種子生産を営む者
- (2) 農事組合法人（農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (4) 株式会社又は持分会社。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（(3)又は(8)）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
- (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
- (6) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人
- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (9) その他農業者の組織する団体（農業協同組合を除く。また、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
- (10) 民間事業者

2 1の(10)の民間事業者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
- (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 米粉種子を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（米粉種子の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

3 本事業の取組主体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実践すること。
- (2) 地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の生産者との連携を図ること。
- (3) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

第6 事業実施計画の基準

事業実施計画は、次の項目を全て記載するものとする。

- 1 目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。
- 2 事業により期待される効果に関すること。
- 3 事業実施の成果目標に関すること。

第7 補助対象とする取組の内容及び施設等の基準

補助対象とする取組の内容は、事業実施計画の目標達成に必要となる次の施設・機械等（以下「施設等」という。）の整備とし、補助対象とする施設等の基準については、別表2のとおりとする。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 種子種苗生産関連施設

第8 対象地域

本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区とする。

第9 補助率

本事業の補助率は、1/2以内とする。

第10 上限事業費

本事業の施設別の上限事業費は、別表3のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

第11 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

第12 事業の実施等基準等

- 1 整備事業で整備する施設については、別表2に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- 2 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- 3 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定す

るものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

4 施設等の整備に当たっては、農産局長は、補助事業者に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、補助事業者に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

5 本事業で整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地域の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

6 施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とする。

7 施設の附帯施設のみでの整備は、補助の対象外とする。

8 施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。

9 補助事業者以外の者に貸し付けることを目的として施設等を整備する場合については、次によるものとする。

（1）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、農産局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（2）当該施設等の受益農業従事者数は、2名以上とする。

（3）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（4）貸借契約は、書面によって行うこととする。なお、補助事業者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

10 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

11 本事業により施設等を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間（交付等要綱第23第2項に規定する処分制限期間をいう。以下同じ。）において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記4第17に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

12 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設等（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

- (1) 同種・同規模・同能力の施設等の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- (2) 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- (3) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- (4) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

第13 留意事項

1 周辺環境への配慮

施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 周辺景観との調和

施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

3 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

4 G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

5 作業安全対策の実施

補助事業者及び取組主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

第14 成果目標

1 本事業の成果目標は別表4の中から選択するものとする。

2 目標年度は事業完了年度の翌々年度とし、原則として、事業開始前年度と比較し、事業完了年度の翌々年度の目標値まで取組を拡大することとする。

3 事業の完了年度は、最長でも令和6年度までとする。

第15 費用対効果

補助事業者が行う費用対効果分析は、強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準拠し、投資効率等を十分検討するものとするとともに、算出した投資効率が1.0以上であること。

第16 事業実施の手続

1 補助事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選出された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を得たものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に

基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第4号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

- 2 農産局長は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、以下に該当する場合について、事業実施計画の成果目標を別記様式第1号により変更することができるものとし、手続は1及び2に準じるものとする。
 - (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

第17 事業実施状況報告

- 1 補助事業者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、別記様式第3号により事業実施状況を翌年度の6月末までに農産局長へ報告するものとする。
- 2 農産局長は、実施状況報告の内容について点検し、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、補助事業者に対し適切な措置を講ずるものとする。

第18 事業の評価

- 1 補助事業者は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別記様式第4号により農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、補助事業者からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、成果目標の達成度等の評価を行う。
- 3 農産局長は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、補助事業者に対して改善措置として別記様式第5号を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、補助事業者から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第16の1及び2に準じるものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 4 農産局長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 5 農産局長は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第19 管理運営

1 管理運営

- (1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- (2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設等を発電に要する設備として活用し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」という。）による売電を行わないこと。再生可能エネルギーの固定価格買取制度により

売電する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について国に返納すること。

ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第12の9の規定に基づき施設等の貸付けを行う場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

農産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、補助事業者の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第20 その他

- 1 本事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者が交付等要綱及び本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該補助事業者に対し、必要な改善指導を行うものとする。また、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 補助事業者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、補助事業者（補助事業者以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

第21 報告又は指導

農産局長は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第22 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

別表 1

審査基準

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・加算以外の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
加算	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が以下の項目のいずれかに該当していると認められるか。 <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 <ol style="list-style-type: none"> ①法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 ②法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ③法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 2 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 	認められる。 認められない。	3 0

別表 2

補助対象とする施設等の基準

施設等	補助対象基準
耕種作物施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げるものは、補助の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育苗箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・脱亡施設を含む。
附帯施設	

穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・脱亡施設を含む。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な種子の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な種子・種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。
種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・種子の品質向上を図るための施設（以下「種子品質向上施設」という。）及び調製後の種子に消毒を行う施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器を整備できるものとする。
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する検査装置を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置を整備できるものとする。
附帯施設	

別表 3

施設別の上限事業費

事業の内容	上限事業費
育苗施設	育苗対象面積 1 ヘクタールにつき 999 千円 ただし、100ヘクタール未満の場合は1,776千円
乾燥調製施設	計画処理量 1 トンにつき 452 千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	計画処理量 1 トンにつき 502 千円
種子種苗生産関連施設	計画処理量 1 トンにつき 1,113 千円

別表4

成果目標について

成果目標等に関するポイントの内容	
以下のア～オまでのいずれかを選択すること	
ア	米粉種子の販売額又は所得額を10%以上増加 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
イ	米粉種子の生産量又は販売量を10%以上増加 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
ウ	米粉種子の複数年契約の割合を10ポイント以上増加。ただし、複数年契約の割合全体を50%以上とすること 20ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 13ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント
エ	米粉種子作付面積のうち、以下の専用品種の作付割合を増加 ミズホチカラ、ふくのこ、笑みたわわ、亜細亜のかおり 80ポイント以上・・・10ポイント 60ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 20ポイント未満・・・2ポイント
オ	米粉種子の生産に新たに取り組む 4ポイント 作付面積のうちミズホチカラ、ふくのこ、笑みたわわ、亜細亜のかおりによる取組割合に応じて以下を加算 10%～49%・・・2ポイント 50%～99%・・・4ポイント 100%・・・6ポイント

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度米粉種子増産事業実施計画の承認（変更）の申請について

令和○年度において、米粉種子増産事業を実施したいので、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第16の1の規定に基づき、事業実施計画の承認（変更）を申請する。

- （注）
- 1 関係書類として、別記様式第1号別添を添付すること。
 - 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは「変更の理由」とし、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 - 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

米粉種子増産事業

年度 事業実施計画書

策定年度： ○○ 年度

目標年度： ○○ 年度

補助事業者名：

代表者（機関）名：

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

取組内容	取組主体	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)	その他 (C)	
協議会名	米粉種子増産事業					
〇〇協議会	〇〇施設					
合計						

※1 国庫補助金以外の拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、(B)又は(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること

※2 仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 事業完了予定 _____年 ____月 ____日

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

(1) 米粉種子に関する現状（直近数年の状況変化）

--

(2) 目指す姿（事業完了年度及び中期目標（事業完了から5年後））

--

(3) 地域への波及効果（協議会の取組の効果を地域に波及するための方法、計画等）

--

2 事業の成果目標

成果目標の内容				
成果目標の具体的な数値	現状値 (年度)	〇〇%	目標年度 (年度)	〇〇%

注 「成果目標の内容」の欄には、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）別記4別表4に掲げる成果目標の中から選択したものを記載すること。

第3 生産者団体、協議会の組織体制と役割

1 生産者団体が補助事業者の場合

(1) 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
耕種農家	
その他 ○○	

注1 事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2 施設整備に取り組む者の右側に()書きにより取組主体と記載すること。

(2) 取組主体

取組主体名	
経営形態、経営規模	
全ての水稻の用途ごとの 作付状況(現状)	
米粉の用途に供する 種子の生産状況(現状)	
水稻以外の 作付状況(現状)	
その他	

2 協議会が補助事業者の場合

(1) 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
耕種農家	
農協	
自治体	
〇〇	
〇〇	
その他 〇〇	

注1 事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2 施設整備に取り組む主体となる者の右側に()書きにより取組主体と記載すること。

(2) 取組主体

《耕種農家が取組主体となる場合》

取組主体名	
経営形態、規模	
水稻作付状況（現状）	
米粉の用途に供する 種子の生産状況（現状）	
水稻以外の 作付状況（現状）	
その他	

《耕種農家以外が取組主体となる場合》

取組主体名	
経営形態、規模	
取組主体の構成員	
米粉の用途に供する 種子との関係 (例：育成者、実需者)	
その他	

注 取組主体の構成員の人数が多く欄に記載できない場合は、別にまとめて提出すること（上記に準じた内容を記載した任意様式で可）。

3 計画のスケジュールと構成員の取組（米粉種子の増産に関わること。）

(1) 取組内容とスケジュール

取組内容（構成員）	当年12月 ～翌年3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	翌々年1月～3 月	備考
記入例) 米粉種子育苗講習会（A農協、生産者 等）	←→					随時開催

注1 記載した取組内容等をどのようなスケジュールで進めていくか記載すること。

注2 月別の欄には取組時期に矢印を記載すること。

第4 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	
	TEL	
	メールアドレス	

第5 添付書類（添付しない書類名は取消線を付すこと。）

- 1 協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び収支予算等（新たに設立された協議会にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- 2 取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- 3 取組主体等が要領で規定する団体の場合、規約及び共同利用に関する契約書等（写し）
- 4 概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- 5 米粉の用途に供すること及び当該品種名が分かる資料（売買契約書の写し等）
- 6 事業費積算
- 7 事業費の算出の根拠となる資料
- 8 費用対効果分析の結果
- 9 申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- 10 申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカタログ（写し）
- 11 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- 12 既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- 13 申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料
- 14 その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

米粉利用拡大支援対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月8日付け4農産第3219号農林水産省農産局長通知）別記様式第8号の実績報告書の添付書類とする場合は、「事業実施計画書」を「事業実績報告書」に書き換えるとともに計画承認申請で提出した記載内容と金額や値などが異なる場合、計画承認申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

別記様式第2号（第16の2関係）

番 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和〇年度米粉種子増産事業実施計画の承認について

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇年度米粉種子増産事業実施計画については、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第16の2の規定により、承認された※のでここに通知する。

なお、後日、貴〇〇に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入するとともに、なお書きを削除する。

別記様式第3号（第17の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度米粉種子増産事業の実施状況報告（令和○年度）

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第17の1の規定により別添のとおり報告する。

米粉種子増産事業

年度 事業実施状況報告

策定年度： ○○ 年度

目標年度： ○○ 年度

補助事業者名：

代表者（機関）名：

補助事業者名	
--------	--

策定年度		年度
------	--	----

1 成果目標の達成状況
事業を実施する都道府県における目標の達成状況

成果目標	目標値(A) (RO年度)	事業開始前年度 (RO年度)	現状値(B) (RO年度)	達成率 B/A

備考・特記事項

--

注 「成果目標の内容」の欄には、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）別記4別表4に掲げる成果目標の中から選択したものを記載すること。

2 取組の総合評価

--

3 今後の課題と目標年度への反映状況

--

別記様式第4号（第18の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度米粉種子増産事業の評価報告

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第18の1の規定に基づき別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第4号別添
米粉種子増産事業に関する事業評価報告シート

補助事業者名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況							成果目標の具体的な実績	事業内容 (工程、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了年月日	補助事業者の評価	備考
		計画時 (R○年度)	1年後 (R○年度)	2年後 (R○年度)	3年後 (R○年度)	4年後 (R○年度)	目標値 (R○年度)	達成率				国庫補助金	自己負担	その他			

- 注1 事業実施計画に準じて作成すること。
 注2 計画時については事業実施年度の前年度とする。
 注3 達成率については事業完了年度の翌々年度の数値を目標値で除した値をパーセントで記載すること。

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度米粉種子増産事業の事業実施に関する改善計画について

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第18の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の取組の経過
- 2 当初の事業実施計画の成果目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

成果 目標	事業実施後の状況							改善計画	
	計画 策定時 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	目標値 (年度)	達成率	(年度)	達成率

注1 欄は適宜追加すること

2 成果目標を変更する場合は、計画時の数値を上段に（）を付し、下段に新たな目標値を記載すること。

- 4 改善方策
- 5 改善計画を実施するための推進体制